70 歳以上の方

限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関へ保険証と一緒に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示されますと、入院時に支払う医療費（一部負担金）と食費が、下表の金額になります。

～有効期限は、申請月の初日から 7 月 31 日までとなります。

尚、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付されましたら直ちに病院窓口にご提示下さい。

《 減 額 内 容 》

適用区分	入院及び世帯ごとの限度額	多数該当	入院時の食事代（1 食あたり）
住民税課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1%	140,100 円	510 円
住民税課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1%	93,000 円	510 円
住民税課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1%	44,400 円	510 円
一般	57,600 円	44,400 円	510 円
低所得Ⅱ	24,600 円	－	240 円※
低所得Ⅰ	15,000 円	－	110 円

低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の方
低所得Ⅰ…ア.住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得（年金の所得控除額を 80 万円として計算）が 0 円の方
イ.住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方
※低所得Ⅱの方で、認定月以降 12ヶ月以内に入院日数が 91 日以上になった場合は、再度申請すると食事代が 240 円から 190 円に減額されます。

手続きに必要なもの：保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

詳しくは、お住まいの市区町村役場・各総合出張所までお問い合わせ下さい。